

施行日 令和6年4月1日
改正日 令和7年4月1日

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び認可外保育施設において、性被害防止対策に係る設備等の購入や更新（以下「補助事業」という。）に必要な経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

保育所等 以下の施設種別等をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされた施設、並びに大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年条例第36号）別表第1で定める保育所のうち、大阪市立保育所運営業務として委託していない保育所を除く。）をいう。なお、分園についても1施設とみなす。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。なお、分園についても1施設とみなす。ただし、大阪市立学校設置条例（昭和39年条例第57号）に定める幼稚園を除く。
- (3) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (4) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (5) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (6) 認可外保育施設 児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている施設（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。）をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象者は、保育所等を運営する者とする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、性被害防止対策を図るための設備の購入や更新に係る燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、備品購入費、その他市長が認める経費及びその消費税とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

- (1) 他の補助金の交付の対象となる事業の経費
- (2) 既存設備の改修・修繕・取り外し等の経費

- 2 補助金の額は、保育所等 1 施設ごとに 100,000 円を基準額とし、基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 4 分の 3 を乗じて得た額とする。ただし、算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助を受けようとする年度以前に補助対象事業者が当該補助金又は大阪府私立幼稚園安全特別対策事業費補助金を受けている場合は、補助を受けてから 10 年以上経過していることを要件とする。ただし、補助対象事業者には、次の各号のいずれかに該当する施設を含むものとする。
 - (1) 第 2 条第 1 号に掲げる保育所又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園のうち、認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受け認定こども園に移行した施設又は同条第 10 項の規定による公示がされ認定こども園に移行した施設
 - (2) 第 2 条第 1 号に掲げる保育所または学校教育法第 1 条に規定する幼稚園から認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に移行した施設
 - (3) 認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設又は同条第 10 項の規定による公示がされた施設から同法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に移行した施設
 - (4) 大阪市保育所運営業務として委託している保育所を運営する者が、本市から当該保育所を移管され、新たな認可を受けて運営する施設
- 4 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助事業の要件等）

第 5 条 補助事業は、第 7 条第 1 項による交付決定後に設備の購入や更新を完了し、当該年度末日までに支払いを完了するものでなければならない。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、当該年度の 12 月末日までに本市が指定する方法で市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助対象経費がわかる見積書又は予定金額が確認できる書類
 - (2) 実施計画書
 - (3) その他、市長が必要と認める資料

（交付決定）

第 7 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請にかかる全ての書類到達後 30 日以内（補正等の期間除く）に当

該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請取下書(様式第4号)により本市が指定する方法で提出し、申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第9条 市長は、補助事業の完了後、第15条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、事前に大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)により、本市が指定する方法で市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的及び要件等に変更の無い場合に限る。

(1) 補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合

(2) 第4条に定める経費内で流用する場合

3 市長は、第1項による申請があったときは、補助事業変更が適当と認める場合には、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更承認決定通知書(様式第7号)により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合には、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金中止・廃止承認決定通知書(様式第8号)により、それぞれその旨を補助事業者に通知する。

4 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更不承認通知書(様式第9号)により補助事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第10号)によ

り補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業の適正な遂行)

第12条 補助事業者は、補助金を他の用途に使用をしてはならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業者が事業者に費用を支払った日又は事業者に支払いを開始した日の属する月の翌月末日(支払った日の属する月が3月の場合は、3月末日)までに、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金実績報告書(様式第11号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、本市が指定する方法で市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 性被害防止対策を図るための設備の購入や更新が確認できる書類(納品書・作業完了届等)

(2) 補助対象経費を事業者に対し支払った領収書等の写し又は補助対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し

(3) その他、市長が必要と認める資料

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合

(2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

(3) 補助金を他の用途へ使用した場合

(4) その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金返還決定通知書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市あて納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の通知を受けたときは、規則第19条の規定に基づき、加算金及び延滞金を納付しなければならない。

（補助金の額の更正等）

第18条 第14条に定める実績報告に誤りがあり、補助金に余剰が生じていたことが確認された場合には、市長は、第15条に定める額の確定後もその剩余额を返還させることができるものとし、補助事業者に大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金額更正通知書兼返還決定通知書（様式第15号）により通知し、補助事業者は、その剩余额を本市が定める期日までに返還しなければならない。

- 2 前項の規定により返還を求められた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剩余额の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（交付の条件）

第19条 補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。
- 3 性被害防止対策を図るために、カメラを設置する場合にあっては、特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守するとともに、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されている

ことを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供することを設置場所等に掲示するものとする。

また、映像等が記録された機器の処分等をする際には、確実に記録を削除する等、個人情報が外部に漏洩する事がないよう、適切に取り扱うこととする。

- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 5 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 16 号）により市長に報告しなければならない。なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を本市に納付させことがある。
- 6 前 5 項の規定によるもののほか、その他の交付の条件は、こども家庭庁が定める令和 5 年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱によるものとする。

（関係書類の整備）

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 15 条の通知を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

年　月　日

(提出先) 大阪市長

住　所

団体名称

施設名

代表者職氏名

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金 交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称　　大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
(2) 目的　　こどもが長く過ごす場における性被害防止と早期発見のための仕組みを整備する
(3) 内容　　こどもの性被害を防止するための設備等の設置に対する補助

2 対象施設

- (1) 施設所在地 _____
(2) 施設名 _____

3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額　　金_____円
(2) 算出の基礎　　大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱に基づく
　　輔助対象経費　　金_____円
　　総事業費　　金_____円
　　寄附金等収入額　　金_____円

4 添付書類

- (1) 補助対象経費がわかる見積書又は予定金額が確認できる書類
(2) 実施計画書
(3) その他、市長が必要と認める資料

(様式第2号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報は、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大正第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 交付しない理由

(様式第4号)

年　月　日

(提出先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職氏名

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて通知のあった大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金の交付決定について、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　月　日

2 取下げの理由

(様式第5号)

年　月　日

(提出先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職氏名

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
変更承認申請書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業について、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付
要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 変更する内容及びその理由

2 すでに交付決定を受けた補助金額 金_____円

3 補助金交付変更申請額 金_____円
〔 補助対象経費 金_____円
　　総事業費 金_____円
　　寄附金等収入額 金_____円 〕

4 添付書類(変更のあったものに限る)

- (1) 補助対象経費がわかる見積書又は予定金額が確認できる書類
- (2) 実施計画書
- (3) その他、市長が必要と認める資料

(様式第6号)

年　月　日

(提出先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職氏名

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業について、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付
要綱第10条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

(様式第7号)

大阪市指令こ青第
年 月 号

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

1 承認した内容

補助対象経費の変更

変更前の交付金額 金 円

変更後の交付金額 金 円

(様式第8号)

大阪市指令こ青第
年 月 号

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(様式第9号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条4項の規定により通知します。

1 承認しない理由

(様式第 10 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第 11 号)

年　月　日

(提出先) 大阪市長

住 所
団体名称
施設名
代表者職氏名

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
実績報告書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて補助金の交付決定を受けた
補助事業について、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付
要綱第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称　　大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金

2 補助金の予定金額　　金 _____ 円
　　輔助対象経費　　金 _____ 円
　　総事業費　　金 _____ 円
　　寄附金等収入額　　金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 性被害防止対策を図るための設備の購入や更新が確認できる書類（納品書・作業完了届等）
- (2) 補助対象経費を事業者に対し支払った領収書等の写し又は補助対象経費の振込を行つたことを金融機関が証明した書類の写し
- (3) その他、市長が必要と認める資料

(様式第 12 号)

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第13号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

(様式第14号)

大阪市指令こ青第
年 月 日

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
返還決定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号による大阪市保育所等における
性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金の取消しに伴い、大阪市保育所等における性被害
防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり返還を
求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還方法 別添の納付書による

(様式第15号)

大こ青第 号
年月日

様

大阪市長

大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金
額更正通知書兼返還決定通知書

年月日付け大こ青第号にて確定した大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更正内容

更正前の額	更正後の額	差額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返還期日 年月日

4 返還方法 別添の納付書による

(様式第16号)

年　月　日

(あて先) 大阪市長

住　　所
団体名称
施設名
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付け大阪市指令こ青第　　号にて交付決定を受けた大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金について、大阪市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第19条第5項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 上記2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 上記2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの